平成２４年（再イ）第２５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字冨士34番地
再生債務者　長谷川綾子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第５７号
愛知県北名古屋市高田寺1600番地109
再生債務者　長屋由美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第７０号
奈良県葛城市林堂240番地２
再生債務者　デンタルスポットこと　木原　克悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月12日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（再イ）第１号
松江市八束町遅江1038番地１
再生債務者　福島　壽文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月12日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第３０号
愛媛県松山市宮西２丁目８番８号
再生債務者　上田　進一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日　　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１２号
札幌市西区山の手１条８丁目５番21号　ハイセレール山の手101号
再生債務者　高見　修二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３７号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目16番24―507号
再生債務者　森　　敏雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１号
山形県西村山郡朝日町大字大滝480番地の１
再生債務者　柴田　良二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日　　山形地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１号
栃木県芳賀郡益子町大字小泉387番地２
再生債務者　鈴木　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（再イ）第２号
栃木県芳賀郡益子町大字小泉387番地２
再生債務者　鈴木　鈴子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（再イ）第５号
島根県安来市伯太町安田関235番地
再生債務者　種田　隆至
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第６号
島根県安来市伯太町安田関235番地
再生債務者　種田百合子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日　　松江地方裁判所民事部

地方職員共済組合団体共済部に係る平成23年度決算の要旨の公告

地方職員共済組合定款第66条の規定に基づき、地方職員共済組合団体共済部に係る平成23年度決算の要旨を公告する。

平成 24 年６月 26 日

地方職員共済組合
理事長　高部　正男

平成23年度決算の要旨

1　組合に属する関係団体の数は、332団体である。
2　団体組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

（単位：人・千円・円）

区　　分	組合員数	左の給料月額	一人当たり給料月額
長期給付事業	11,085	3,608,487	325,529
福祉事業	11,085	3,648,072	329,100

3　組合職員の数は、19人である。
4　各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

（単位：百万円）

区分＼経理単位	長期	業務	保健	貸付	基礎年金支払
（収　　入）					
負担金・掛金等	15,061	155	163	—	—
基礎年金交付金	811	—	—	—	—
他経理より繰入	—	103	—	—	—
利息・その他収入	1,336	12	1	178	—
基礎年金国庫金	—	—	—	—	612